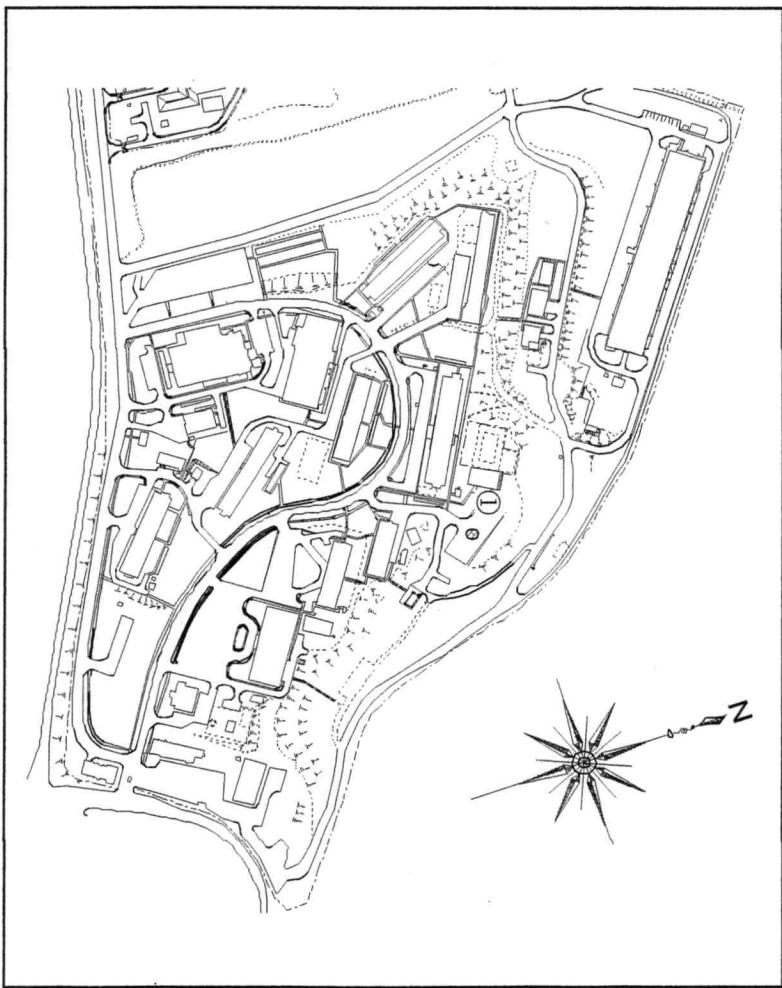


仕 様 書

7 回収場所

- 1 件 名： 那覇駐屯地資源化物の収集・運搬・処理
- 2 実施場所： 沖縄県那覇市鏡水679
陸上自衛隊那覇駐屯地内
- 3 概 要： 那覇駐屯地から排出される資源化物（缶・ビン・ペットボトルの
収集・運搬・処理）
- 4 期 間： 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 一般事項
- (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
 - (2) 請負者は、駐屯地への年間の入門に関し、所要の手続きを行うこと。
 - (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
 - (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し、事故のないよう努めること。
 - (5) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。
 - (6) 無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。
 - (7) 無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。
 - (8) 無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。
 - (9) 無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。

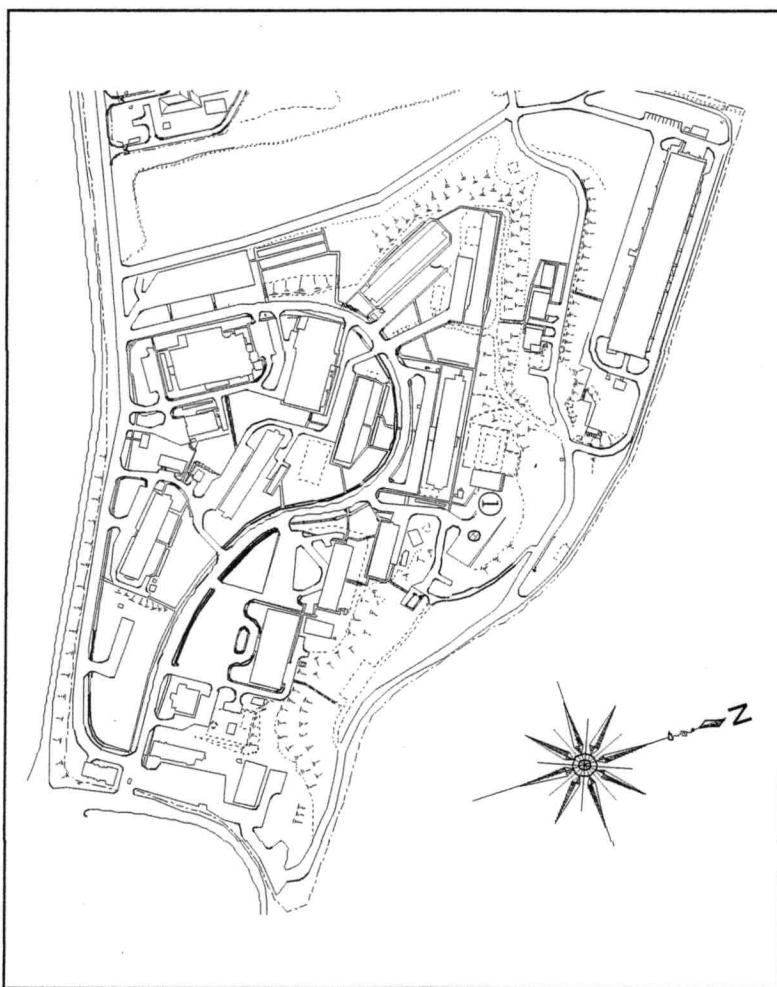


件名	那覇駐屯地資源化物の収集・運搬・処理		
図面名称	仕様書		
図面番号		作成年月日	6. 2. 13
那覇駐屯地業務課 総務科 隊本部班			

仕様書

- 1 件名：那覇駐屯地一般廃棄物（古紙類）収集・運搬・処理
- 2 実施場所：沖縄県那覇市鏡水679
陸上自衛隊那覇駐屯地内
- 3 概要：那覇駐屯地から排出される一般廃棄物（シュレッダー屑・ダンボール・新聞・雑誌類の収集・運搬・処理）
- 4 期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 年間排出予定数量
- | 区分 | 予定数量 |
|---------------|----------|
| シュレッダー屑 | 24,000kg |
| ダンボール | 16,000kg |
| 新聞・雑誌類 | 10,000kg |
| 運搬回数（令和5年度実績） | 42回 |
- ※ シュレッダー屑は、裁断幅に関係なく回収すること。
 ※ ホッチキス等)が混入している場合がある。
- 6 一般事項
- (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
 - (2) 請負者は、駐屯地への年間の入門に関し、所要の手続きを行うこと。
 - (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
 - (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し、事故のないよう努めること。
 - (5) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能なほど濡れ等汚損している場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。
 ※ 量が多く、一度に積み込みが出来ない場合は、再度積み込みに来るものとし、積み残しが無いよう確実に回収を完了すること。

- (6) 回収日は、原則的に毎週1回火曜日とする。
 また、回収日が、祝祭日の場合は、翌日とする。なお、長期休暇期間前後等資源量によっては、回収日の調整を行うことがある。
- (7) 回収作業は、請負者の責任のもと実施するものとし、万が一事故等が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 回収後は、速やかに計量証明書、その他官側が求める書類を提出すること。
- (9) 不明な事項は、係官と調整の上、実施するものとする。
- 7 回収場所



件名	那覇駐屯地一般廃棄物（古紙類）収集・運搬・処理		
図面名称	仕様書		
図面番号		作成年月日	6. 2. 13

那覇駐屯地業務隊 総務科 隊本部班